

平成 30 年 8 月 7 日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

議会運営委員会

委員長 関 矢 孝 夫

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 30 年第 3 回魚沼市議会定例会について
(2) 第 2 回定例会の課題について
(3) その他

- 2 調査の経過 8 月 7 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
第 3 回定例会の日程について、招集期日は市長提案のとおり 9 月 6 日とし、会期は 10 月 2 日までの 27 日間とした。
審議予定については、別紙「平成 30 年第 3 回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表」のとおりとした。
一般質問の取り扱いについては、別紙「平成 30 年第 3 回(9 月)定例会一般質問の取扱いについて」のとおりとし、通告期限は 9 月 3 日正午とした。
第 2 回定例会の課題については、調査結果を議長宛て報告し、全議員への周知を行うこととした。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

(1) 平成30年第3回魚沼市議会定例会について

(2) 第2回定例会の課題について

(3) その他

2 日 時 平成30年8月7日 午前10時

3 場 所 広神庁舎 3階 301会議室

4 出席委員 志田 貢、佐藤敏雄、渡辺一美、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、
大屋角政、(森島守人議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、森山総務課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10:00)

関矢委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成30年第3回魚沼市議会定例会について

関矢委員長 日程第1、平成30年第3回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。

(1) 招集期日について、執行部から説明をお願いします。

佐藤市長 招集期日については、9月6日木曜日をお願いいたします。

関矢委員長 ただいま説明のあった招集期日について、ご異議ありませんか。(異議なし)
異議なしと認めます。したがって、説明のとおり9月6日木曜日に決定しました。(2) 会期及び会議予定について、事務局長に説明させます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成30年第3回魚沼市議会定例会会期及び審議の予定表(案)」
により説明)

関矢委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結いたします。お諮りします。会期については、9月6日から10月2日までの27日間とし、会議予定は平成30年第3回魚沼市議会定例会会期及び審議予定表(案)のとおりと

することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。次に、(3)一般質問についてを議題といたします。事務局長に説明をさせます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成30年第3回(9月)定例会一般質問の取扱いについて(案)」により説明)

関矢委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし) なければ、質疑を終結します。お諮りします。一般質問については、別紙、平成30年第3回(9月)定例会一般質問の取扱いについて(案)のとおり実施することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。なお、一般質問の締め切り期日は9月3日月曜日、正午となります。

(2) 第2回定例会の課題について

関矢委員長 続いて、日程第2、第2回定例会の課題についてを議題とします。

この後の日程は、主に委員会内部の調整等になりますので、ここで執行部から報告、協議事項等があればそれを先に行い、なければ、これで執行部は退席としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(異議なし) それでは、執行部で協議、報告事項はありますか。

佐藤市長 特にありません。

関矢委員長 委員の皆さんから執行部に対し、質疑、ご意見はありませんか。(なし) それでは執行部からは退席いただきます。しばらくの間休憩とします。

休 憩 (10:07)

執行部退席

再 開 (10:07)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開します。定例会の課題について、配布資料がありますので、事務局から説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成30年第2回定例会の課題について」により説明)

関矢委員長 ただいま事務局長から説明がありましたが、提案をいただきました会派又は議員がおられますので、簡単に説明をお願いいたします。1及び2については新魚沼クラブの本田委員からお願いします。

本田委員 一般質問についてでございます。皆さん御存じのとおり、一般質問は大所高所からの視点で行うべきものであり、地域要望あるいは物事の確認というものは、ふさわしくないとされておりまして。今回の一般質問では、自分の関わっている団体のイベント的なものに対しての要望、あるいは自分の出身地域のことに関する要望があったということですので。これに関してはいかがなものかということでもあります。

監査委員への一般質問についてですが、一般質問は市長に対する見解というのは適切だと思いますが、監査委員という執行する立場でない者に対する個人への質問というのはど

うなのか。もちろん決算審査における監査委員の監査事項につきまして、どういう考えで監査したのかという質疑はいいと思いますが、その辺で少しいかがなものかという声がありました。以上です。

佐藤（肇）委員　3点目については、従前から言われていた部分に重なるところもあるかと思いますが、やはり、もう少し意識をされて一般質問していただいたほうがいいのではないかと思います。以前よりはよくなってきているとは思いますが、この辺をお願いしたいと思います。

それから4点目ですが、議案で、国や県の条例等が変わることによって魚沼市の条例を整合性をとるために直すということでの、条例案一部修正で出てくるものがあるんですが、そういったものが関連する部分が一括でやれるということで、複数本の条例にまたがっているようなのがあって、なかなか中身を見て、前はどうだったのか確認をしたり戻ったりするのが非常に大変だったという気がしましたので、この辺もできるなら、もう少し簡素にわかりやすくする。そのかわり本数が増えるということになると思うんですが、その辺についてはどうなのか。これは私の意見です。以上です。

関矢委員長　今ほど4点について説明をいただきました。説明について質疑はありませんか。

渡辺委員　今回、一般質問の場になかったので、今のお話でわかりづらいところがあるので少し聞かせていただきたいのですが、一般質問の団体とか自分の立場の関連とかというところは、なんとなくわかります。自分が所属している団体というのはわかるんですが、地域要望というところがどのようなことを指して言っているのかわかりませんが、例えば堀之内地域ですとか、地域にいらっしゃれば、その中から声があったり、商工会とかからの声を反映していくみたいなのは普通あることなんですけど、今回どのようなことが地域要望というところに当たるのか、少しわからないので教えていただければと思います。

関矢委員長　ここでしばらくの間、休憩とします。

休　　憩（10：14）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：17）

関矢委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。引き続き、説明者に対して質疑はありませんか。

渡辺委員　4番についてですが、今ほどの説明の中で上位法との関連で部分的にわかりにくかったので、本数が多くなるが条例ごとに提案することはできないか、というのがニュアンス的によくわからないんですが、議案の本数が増えるという意味ですか。

佐藤（肇）委員　条例の改正で、何とかに関する条例等にの、等とか、いろいろ付けることによって、関わる条例を全部またいで一本の議案として出しているというのがあって、そういったことじゃなくて、何とか条例の一部改正というように一本ずつ、等でくくって一括にしないでやったほうがいいんじゃないかということでもあります。

関矢委員長 具体的な案件について、事務局長から説明していただきます。

櫻井議会事務局長 今ほどの佐藤肇委員が言われていることを、平成30年第1回定例議会の中から調べました。上位法の改正で同じ内容の改正があった場合、具体的に申し上げると、国保の関係で、改正の内容は、国民健康保険法の改正に伴う所要の改正という理由の中で、議案名が魚沼市国民健康保険給付等準備基金条例及び魚沼市国民健康保険条例の一部改正というものがございました。今、佐藤肇委員が言った、等は、これにもう1つあった場合、3つ以上の場合は等になります。2つの場合は及びで結ぶことになっております。改正の仕方としては、本則の第1条で魚沼市国民健康保険給付等準備基金条例の一部改正、第2条で魚沼市国民健康保険条例の一部改正というので、2条例が1つの条例に入っているということですが、この辺につきましては、法制執務上、一定の目的意識のもとに2つ以上の条例を改正する必要がある場合には、一つ一つの一部条例改正を本則で条立てにより2つ以上の条例を改正することとしています、ということでございます。なお、3つ以上になった場合は、等という形になります。題名は、改正する条例が2つのときは、A条例及びB条例の一部改正、3つ以上の場合は、A条例等の一部改正ということが法制執務上のルールであるということをお願いしたいと思います。

関矢委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) ないようでしたら、ここで質疑を終結し、順次皆さんからご意見をいただきたいと思っております。これからは自由討議とさせていただきますと思っておりますがよろしいでしょうか。(異議なし) しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:21)

休憩中に自由討議

再 開 (10:31)

関矢委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。休憩中に皆さんからご意見をいただきました。一般質問については、議員の一般質問のやり方を研鑽していただき、特定な自分の支持団体、自分の利益誘導みたいな質問をしないような形、同じ質問であっても大所高所からできるような資質をあげていただきたいとする。

監査委員への一般質問については、監査委員となっておりますが、個人攻撃的な質問は一般質問にそぐわない。あくまでも監査委員又は行政の事務執行についての質問ということにする。一般質問の内容の精査については、どこかで調整ができるかどうか、このことについては調査をさせていただきたい。

一般質問の再質問については、このような意見があったので、議員個人で自覚をしていただきたい。

4点目については、先ほど事務局長から説明がありましたように、法制執務上のきまりということですので、このことを皆さんのほうへ報告させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。(異議なし) 以上のようにまとめさせていただき、議長宛て報告をし、全員協議会の場で全議員に周知いたします。ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(3) その他

関矢委員長 日程第3、その他を議題とします。私から1点お願いいたします。今年度の第2回の議会報告会についてであります。全員協議会で、今年度は引き続き実行委員会方式で報告会を企画運営することが確認をされておりました。ことし2回目の議会報告会は、第3回定例会終了後の決算等の状況についてであります。時期については、10月の末日あたりを予定しています。実行委員会は春と同じメンバーで開催いたします。今回の実行委員会を9月5日水曜日に行いたいと思います。議長・委員長定例会議終了後の午前11時に開催をしたいと考えておりますが、ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定し、全員協議会で報告をさせていただきます。本件については以上といたします。

その他、委員の皆さんからご意見、協議事項等はありませんか。(なし) なければ、本日の会議録については委員長に一任願います。議会運営委員会はこれで閉会といたします。

閉 会 (10:33)